

2025年4月版

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

みんなにやさしい終身保険

みんなに

やさしい終身保険

無配当終身保険(死亡保険金額増加・I型)

重要事項に関するお知らせ
(契約概要／注意喚起情報)
兼 商品パンフレット

「重要事項に関するお知らせ」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

〔引受保険会社〕



T&Dフィナンシャル生命

「ご契約のしおり・約款」をT&Dフィナンシャル生命の
ホームページ上で いつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス



インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPに
アクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>2 「Web約款番号・特別勘定のしおり
番号」入力欄に5桁のWeb約款
番号「25006」を入力して  を
クリックしてください。Web約款番号
特別勘定のしおり番号 25006 「ご契約のしおり・約款」の
冊子をご希望のお客さまお申込時に、タブレット端末または申込書
にて「冊子をご希望」を選択してください。後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」
の冊子をお送りします。お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」の
冊子をご希望される場合は請求いただく
ことができます。ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル
生命お客さまサービスセンターへお申出
ください。ご契約の際には「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

■「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■公的保険について

〔金融庁ホームページ〕

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

(お問合せ、ご照会)
〔募集代理店〕(ご契約後のご照会)
〔引受保険会社〕

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

〔お客さまサービスセンター〕 ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

〔ホームページ〕 <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ご契約時から増加する死亡 保険金額を、安心してのこせます

契約年齢
50歳～95歳

POINT 1

ご契約時に将来の金額が
確定しますので計画的な将来
設計にお役立ていただけます

解約払戻金額は期間の経過とともに増加します
死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、
5年後、10年後に増加します

※基本保険金額が2,000万円以上の場合は死亡保険金額を計算する際に使用する当社の定める率が高い率で適用され、保険金額等を充実させることができます。



基本保険金額が2,000万円以上のご契約を2,000万円未満に減額された場合、それまでに適用されていた高い率が適用されなくなりますので、ご注意ください。

POINT 2

生命保 険を活用して
大切な 財産をのこせます

受取人固有の財産として、あなたが決めた受取人へ宛名をつけてのこすことができます
死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」までが非課税^{*}となります

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に限り
ます。
保険金を受け取らない人、相続放棄した人も法定相続人の数に含みます。



税制については2024年12月現在の変更される可能性がありますので、個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

POINT 3

健康状態の告知なしで
95歳までお申込み
いただけます

職業についての告知も不要、
医師の診査や診断書のご提出等も必要ありません

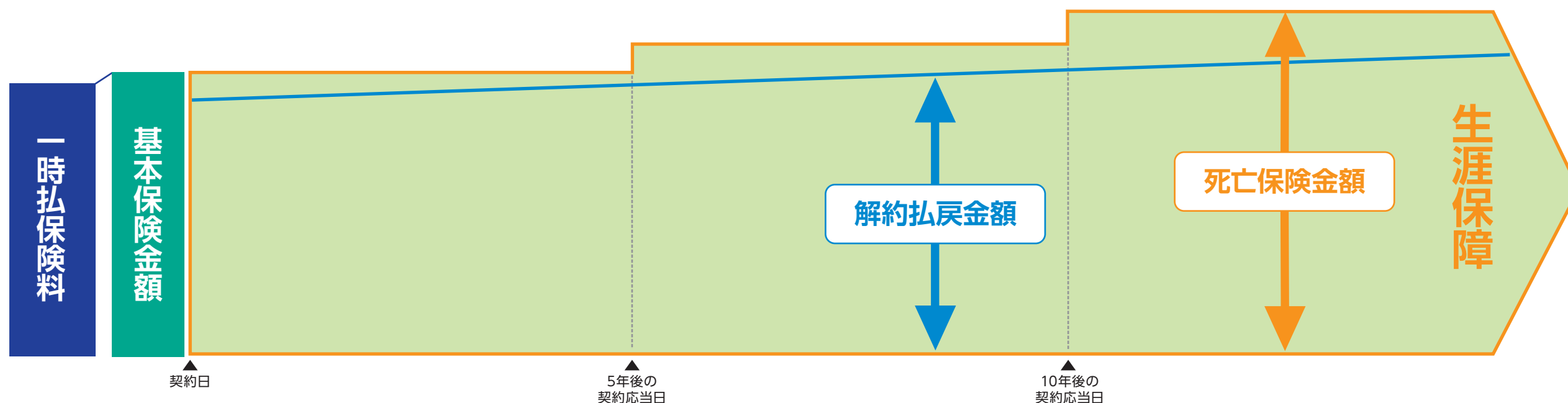
※「入院中（一時退院中を含む）のお客さま」、「介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護療養型医療施設・介護医療院に入所中（外泊を含む）または入所予定のお客さま」はご契約いただけません。



この保険は金融情勢等によっては、一部の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

しくみ図〈イメージ〉

※しくみ図〈イメージ〉は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



ご契約から一定期間の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

生存給付金支払移行特約を付加した場合

POINT
1

大切な方へ
贈与することが
できます

- 最短2年から最長40年まで、生前贈与が可能です。

POINT
2

計画的に
贈与することが
可能です

- ご契約時に生存給付金原資額、生存給付金額・満期保険金額が確定しますので、計画的な贈与が可能です。

POINT
3

健康状態の告知
なしで80歳まで
お申込みいた
できます

- 職業についての告知も不要、医師の診査や診断書のご提出等も必要ありません。

※「入院中（一時退院を含む）のお客さま」、「介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護療養型医療施設・介護医療院に入所中（外泊を含む）または入所予定のお客さま」はご契約いただけません。



生存給付金の累計額と満期保険金額を合計した金額は、一時払保険料を下回る場合があります。



この保険は金融情勢等によっては、一部の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

契約年齢

50歳～80歳

生存給付金
支払移行特約

ご契約日の翌日から、大切な方にご指定の金額を贈与できます

- ご契約時に、契約者からのお申出により、**解約払戻金の全部を原資**として生存給付金受取に移行し、ご契約日の翌日から大切な方にご指定の金額を全額贈与することができます。

贈与開始時期（受取開始時期）	ご契約日の翌日*1
受贈者（生存給付金受取人）の範囲	配偶者・親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）*2 ※契約者も可
受贈者（生存給付金受取人）の人数	1名または複数名（最大8名）
贈与金額（生存給付金指定金額*3）	10万円以上
贈与期間（受取期間）	2年～40年（1年きざみ）

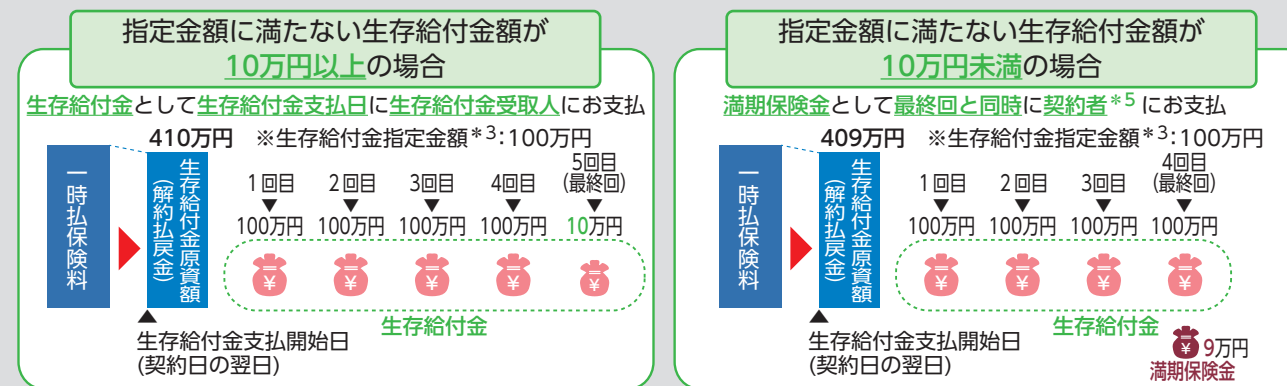
<贈与開始時期（例）>

ご契約日（4月1日）
（申込・告知・入金が完了した日）



翌日（4月2日）から贈与開始
（申込書と同時に完備された生存給付金支払移行特約付加請求書が提出された場合）

生存給付金は指定金額に満たない場合でも、契約者とその金額を指定したものととして、受贈者（生存給付金受取人）にお支払いします。
ただし、その金額が10万円未満*4となる場合には、満期保険金として**最終回の生存給付金支払時に契約者*5**にお支払いします。



- *1 生存給付金支払期間と生存給付金支払開始日の被保険者の年齢の合計が106歳以上の場合、この特約を付加することができません。
- *2 契約者と被保険者が異なる場合、生存給付金受取人は契約者または被保険者をご指定いただけます。
- *3 生存給付金指定金額とは、第1回の生存給付金額をいいます。
- *4 受贈者（生存給付金受取人）1人あたりの生存給付金額ではなく、生存給付金の総額です。
- *5 満期保険金受取人を受贈者（生存給付金受取人）とする場合、最終回の生存給付金額とあわせてお受取りいただけます。その場合、**新たに贈与税が課されることや、贈与税額が高額となる場合がありますのでご注意ください。**

環境の変化にあわせて、変更が可能です

- 受贈者（生存給付金受取人）、贈与金額（生存給付金額）、贈与期間（生存給付金支払期間）を変更できます。
 - ご自身での受取や、一括受取へ変更できます。
- ※ご自身での受取期間中は、他の方への贈与をお取り扱いできません。

贈与契約書の作成は不要です



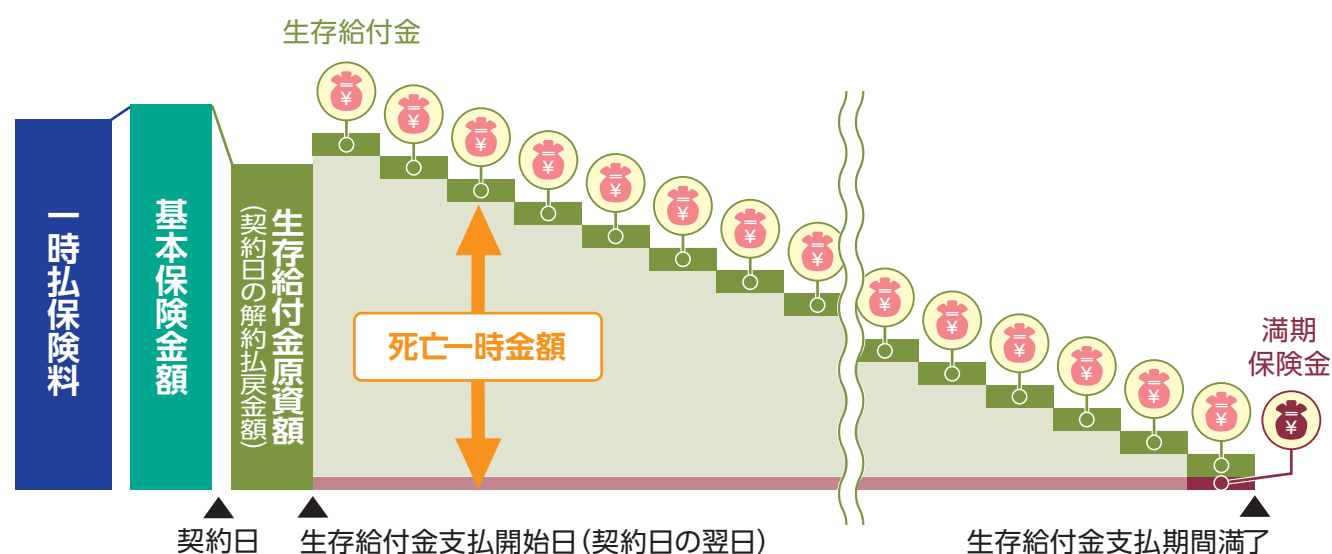
生存給付金支払移行特約は以下の理由から定期贈与*に該当しません。

- 生存給付金のお受取が確定していないため。
- 契約者が生存給付金受取人を変更できるため。

*例えば『1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する』という約束の下に行なわれる贈与のこと。
原則、各年の贈与財産の合計額が110万円以下の場合には贈与税は課税されませんが、この場合1,000万円の総額に対して贈与税が課税され、税額が高額となります。

しくみ図〈イメージ〉

※しくみ図〈イメージ〉は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



生存給付金原資額は契約日の解約払戻金額となり、一時払保険料を下回ります。
そのため、**生存給付金の累計額と満期保険金額を合計した金額は、一時払保険料を下回る場合があります。**

介護認知症年金 支払移行特約

介護認知症年金を終身にわたって受け取ることができます

- 公的介護保険制度の「**要支援1**」以上に認定または「**認知症**」と診断確定された場合、**解約払戻金**を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行（一部移行はできません）
「要支援1」認定の目安		
●入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。 出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO!（2023年4月改訂）」よりT&Dフィナンシャル生命作成		
「認知症」と診断確定される場合		
●医師により器質性認知症と診断確定され、 器質性認知症 を原因として、意識障害がないにも関わらず 見当識障害 がある状態。		
器質性認知症とは ・アルツハイマー病の認知症 ・血管性認知症 ・パーキンソン病の認知症 ・レビー小体型認知症 など		見当識障害とは 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のことをいいます。

- 介護認知症年金は**一括**で受け取ることもできます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受け取れます。
- お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資（解約払戻金）を下回ることはありません。**



- 年金原資（解約払戻金）は、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。
- 生存給付金支払移行特約を付加した場合、この特約を付加することはできません。



ご参考 当社外部提携サービス 介護コンシェルのご利用について

- 以下の方は当社外部提携サービス「**介護コンシェル**」を無料でご利用いただけます。
・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
- お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
- 2親等内の親族までご利用**いただけます。

サービス内容



電話・メール相談



施設紹介・見学手配



ケアマネジャー紹介



認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2024年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。

指定代理 請求特約

指定代理請求人が年金等を請求することもできます

- この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が年金等（一括受取含む）を請求することができます。**
- この特約で請求した年金等（一括受取含む）は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。
※ご契約時は、介護認知症年金支払移行特約を付加した場合のみ、この特約を付加することができます。

対象となる年金等	指定代理請求人の範囲	年金等の振込先
・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約（I型）による年金 ・新遺族年金支払特約による年金	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	本人口座 または 指定代理請求人口座

ご参考

指定代理請求特約のご活用について

要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等**を行なうことができないこともあります。指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合（イメージ）



指定代理請求特約を付加しない場合（イメージ）



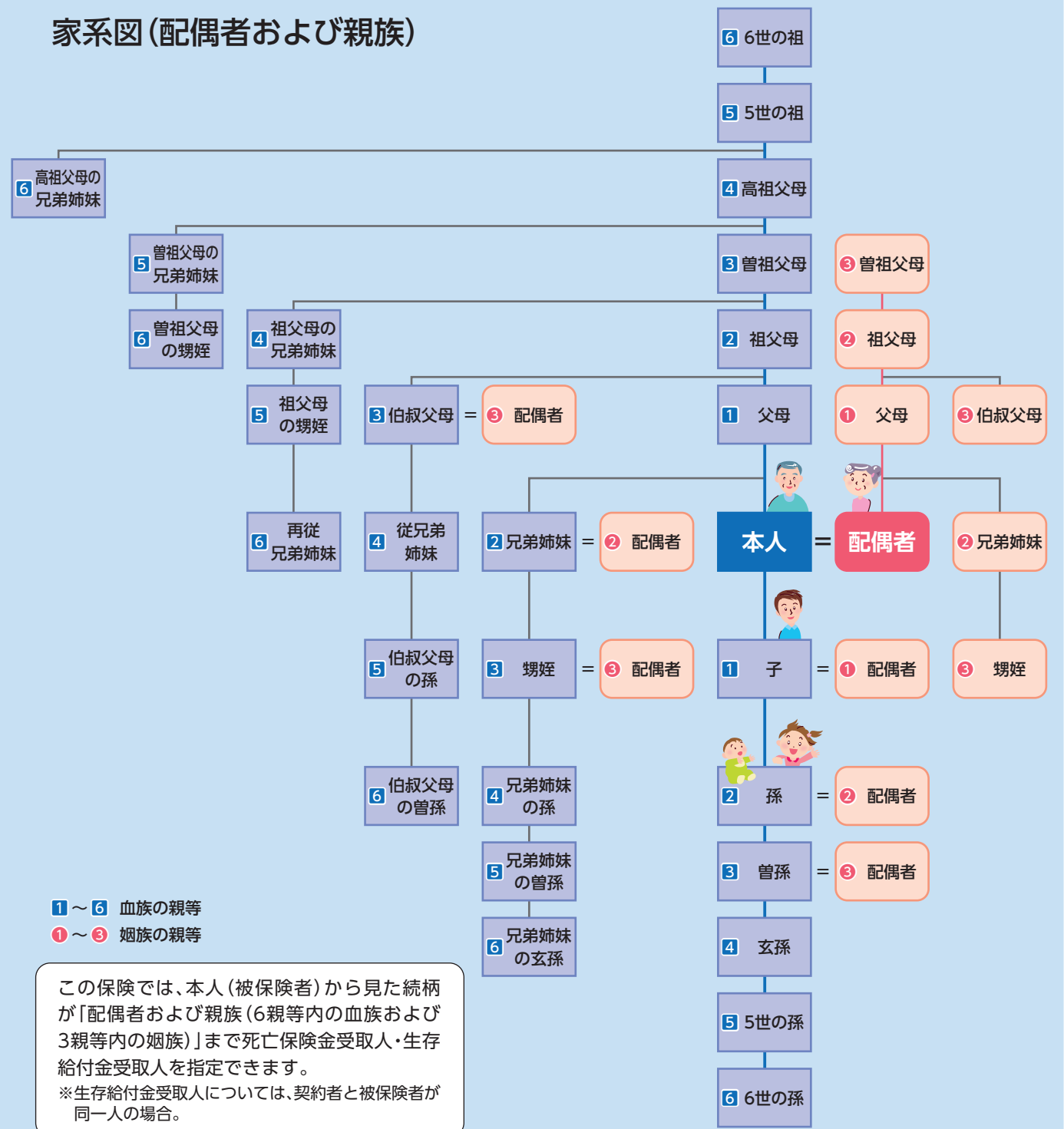
指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用（治療費や入院費等）以外に使用した場合、指定代理請求人に対し**贈与税や所得税が課せられる可能性があります。**



死亡保険金受取人の指定範囲

(以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能)

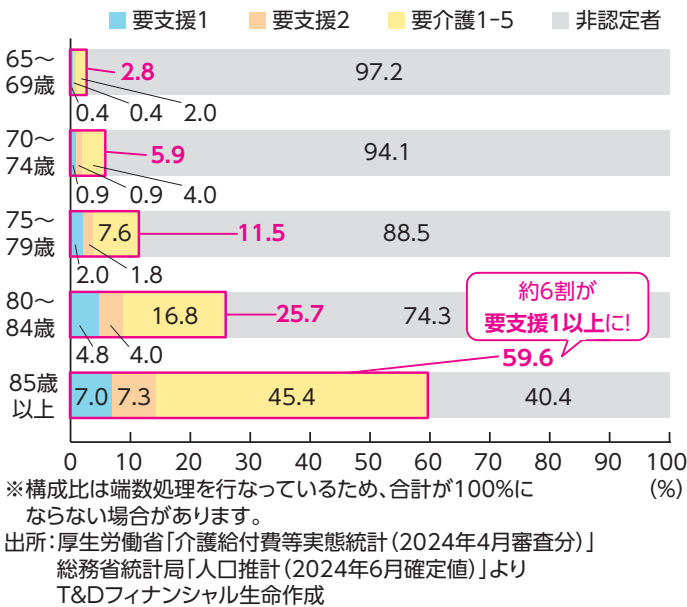
家系図(配偶者および親族)



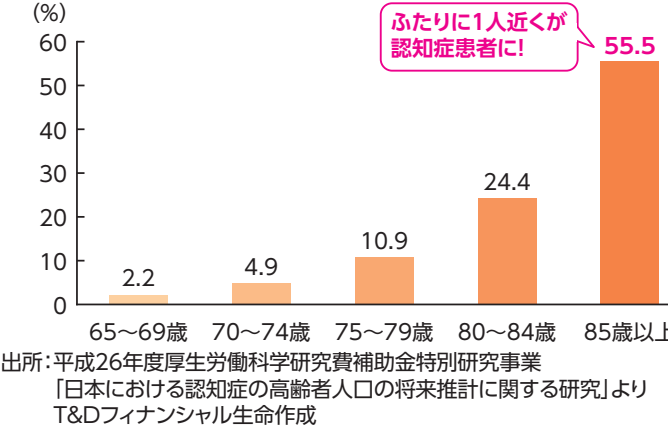
要支援者・要介護者・認知症患者の現状

高齢化に伴い、**介護・認知症患者は年々増加傾向**にあります。また、要支援1に認定される主な要因は「高齢による衰弱」、要介護度がさらに高い要介護者に認定される主な要因は「認知症」とわれています。

DATA 1 要支援者・要介護者の割合(年齢別)



DATA 3 認知症患者の割合(年齢別)

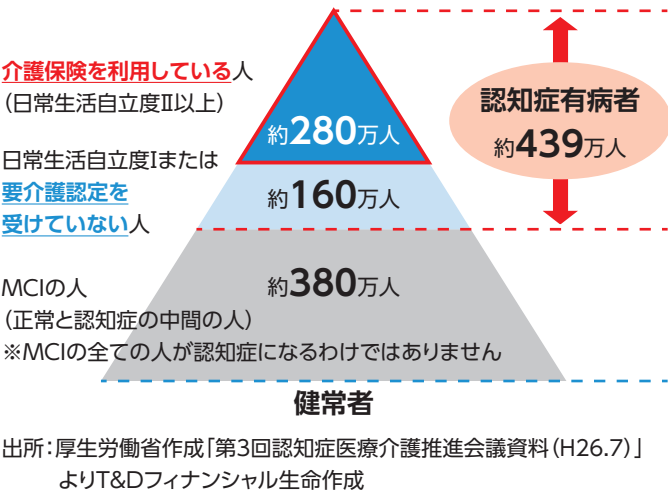


DATA 2 要支援1・要介護者に認定された主な要因

	要支援1	要介護者
第1位	高齢による衰弱	認知症
第2位	関節疾患	脳血管疾患(脳卒中)
第3位	骨折・転倒	骨折・転倒

出所:厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」より
T&Dフィナンシャル生命作成

DATA 4 認知症患者の内訳



ご契約に関するサービス		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	 契約内容照会	●	●
電話・インターネットで完結するお手続き	 住所変更、生命保険料控除証明書の再発行	●	●
書類が必要な お手続き	 解約	●	
	 死亡保険金(各種給付金)請求	●	
	 名義変更／改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●
ご利用いただけるサポート		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24 時間365 日、 医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	
権利や財産を守る ためのご相談先 紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や 財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。 	●	
大切なご契約を ご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容の ご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。 	●	●
介護・認知症 サポート	介護コンシェル お客さまの「介護」や「認知症」に関する不安や お悩みの解決を充実のサービスでサポートします。	●	
健康増進・ オフタイム充実 コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等が お得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。
※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。
※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティ」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。
※これらのサービスやサポートは、2024年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。お手元に「ID番号・パスワード等が記載された書類」（保険証券に同封しています）をご用意のうえ、利用申込手続きをお願いいたします。

インターネットサービスの
利用申込手続きに
ついてはこちら



重要事項に関するお知らせ

重要事項に関するお知らせ(契約概要)

無配当終身保険(死亡保険金額増加・I型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …………… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …………… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ **0120-302-572**
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

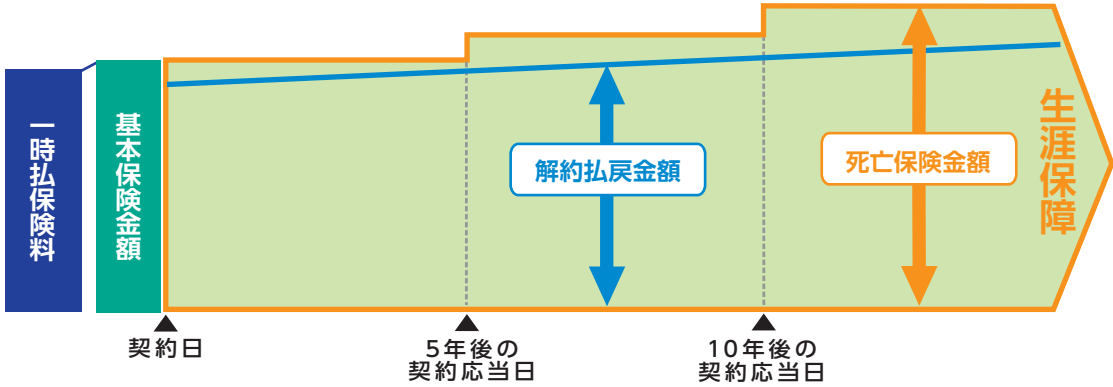
- 「みんなにやさしい終身保険」は被保険者がお亡くなりになられた場合に死亡保険金をお支払いする終身保険(生命保険)です。
- 死亡保険金のお支払金額について、くわしくは [P.12「契約概要 3 保障内容について」](#)をご覧ください。

予定利率について

- 予定利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に予定利率が変更となった場合、変更後の予定利率が適用されます。
- 予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額にT&Dフィナンシャル生命の定める率を乗じた金額



- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

4 主な特約について

名 称	概 要
生存給付金 支払移行特約 (契約日の翌日に 付加可能)	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、生存給付金受取に移行することができます。 ●生存給付金額は、契約者にご指定いただけます。 ●生存給付金は指定金額に満たない場合でも、契約者がその金額を指定したものと、生存給付金受取人にお支払いします。 ただし、その金額が10万円未満*1となる場合には、満期保険金として最終回の生存給付金支払時にお支払いします。 ●生存給付金額は、10万円に満たない場合、もしくは生存給付金支払期間が2年に満たない場合、お取り扱いできません。 ●生存給付金支払期間と生存給付金支払開始日の被保険者の年齢の合計が106歳以上の場合、付加することができません。 ●この特約のみの解約をすることができません。
介護認知症年金 支払移行特約*2 (軽度介護保障特則適用) (生存給付金支払 移行特約の付加が ない場合に ご契約時または 中途付加可能)	●この特約を付加することにより、契約日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*3を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*4 ●この特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 ※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。 そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。
指定代理請求特約 (ご契約時または 中途付加可能)	●この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	●この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を 経過している 場合に付加可能)	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*3を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。*5 ●この特約のみの解約をすることができません。

*1 生存給付金受取人1人あたりの生存給付金額ではなく、生存給付金の総額です。
*2 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
*3 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
*4 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
*5 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

5 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の 契約日の満年齢)	生存給付金支払移行特約の 付加なし	50歳～95歳
	生存給付金支払移行特約の 付加あり	50歳～80歳
一時払保険料	最低	300万円(1万円単位)
	最高	10年後の死亡保険金額が10億円に相当する金額*
保険料払込方法		一時払
保険期間		終身

* 同一の被保険者について、この保険(既に加算されているこの保険を含みます)の契約日から10年後の契約応当日の死亡保険金額と、T&Dフィナンシャル生命所定の他の保険の死亡保険金額等を通算してT&Dフィナンシャル生命の定める金額を超えることはできません。
※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。



- 一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、「契約申込書」に記入*していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」等にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
- 基本保険金額は、「設計書」にて必ずご確認ください。
- お申込から契約日の間に基本保険金額が変更となった場合、変更後の基本保険金額が適用されます。

*電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 解約払戻金について

- この保険は解約・減額をすることができます。
- 解約払戻金は、T&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算され、期間の経過とともに増加します。
- 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- 一部解約(基本保険金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日の基本保険金額の減額部分に相当する金額となります。



- ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**
- 基本保険金額が2,000万円以上となるご契約(生存給付金支払移行特約を付加した場合を除く)は、基本保険金額が2,000万円未満となるご契約よりも、死亡保険金額を計算する際に使用する当社の定める率(基本保険金額に乗じる率)が高い率で適用されています。
そのため、基本保険金額が2,000万円以上のご契約を2,000万円未満に減額された場合、それまでに適用されていた高い率が適用されなくなりますので、ご注意ください。

8 諸費用について

■ご契約の締結や維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。
ご負担いただく諸費用について、**くわしくはP.15「注意喚起情報」をご覧ください。**

重要事項に関するお知らせ(注意喚起情報)

無配当終身保険(死亡保険金額増加・I型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので**ご確認ください**。

この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	「ご契約の締結に必要な費用」「ご契約の維持等に必要な費用」「死亡保険金に関する費用」がかかります。
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるため、表示しておりません。
年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% の範囲内で定める率*

*年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておられません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります**。

1 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書^{*1})での郵送または電磁的記録(メール)によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

- お申込の撤回等をする旨の文言
- お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- 申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- 返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- お申込の撤回等の申出日

^{*1} お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
^{*2} 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。
なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限りします。

〈書面(封書)の送付先〉…8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効
Mail : cs@tdf-life.co.jp

〈お申出のご記入例：書面〉

○年○月○日
返金先口座
普通 〇〇銀行 〇〇支店
口座名義人 〇〇〇〇
申込書番号 〇〇〇〇
住所 〇〇県 〇〇市 〇〇〇〇
申込者(契約者)の氏名(自署) 〇〇〇〇
私はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の契約者であり、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行います。 御中

■お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ 申込日								

2 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

■T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう方で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図

責任開始期(契約日)			
1日目	2日目	3日目	4日目
▲ 申込日		▲ 保険料入金日	▲ 承諾日

3 つぎのような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません）
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
（例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）
- その他死亡保険金をお支払いできない場合について、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

4 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

- 解約払戻金額は、T&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算され、期間の経過とともに増加しますが、お払込みいただいた保険料の一部は保険金のお支払やご契約の締結・維持・管理等に必要な経費にあてられるため、ご契約から一定期間の解約払戻金額は **一時払保険料を下回ります。**
- 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820
[月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

6 この保険は生命保険であり、預金ではありません（募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください）

- この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

7 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

- 現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となる場合があります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

8 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

9 つぎのような場合、お申込はお取り扱いしておりません

- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしておりません。
- 「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などに入所中または入所予定の被保険者のお申込はお取り扱いしておりません。

10 税金のお取扱について

- 払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 解約払戻金
解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。
- 死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

■ 年金(介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約(Ⅰ型)、新遺族年金支払特約を付加した場合)
年金は所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

- 生存給付金・満期保険金(生存給付金支払移行特約を付加した場合)
契約者と生存給付金受取人・満期保険金受取人の関係によって課税のお取扱が異なります。

契約例	課税のお取扱
契約者と生存給付金受取人・満期保険金受取人が同一の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と生存給付金受取人・満期保険金受取人が異なる場合	贈与税

ただし、以下の場合、贈与した生存給付金・満期保険金が相続税の課税価格に加算されます。

- 契約者からの贈与について、生存給付金受取人・満期保険金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。
(「相続時精算課税制度」による毎年110万円の基礎控除*1が適用され、2,500万円の特別控除の対象外となり、相続時の相続財産にも加算されません。基礎控除を超える贈与については2,500万円の特別控除の対象となり、特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
- 「暦年課税制度」を選択している生存給付金受取人・満期保険金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前7年以内*2に受け取った生存給付金・満期保険金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(贈与額-110万円)×税率-控除額	(贈与額-110万円-2,500万円*3)×税率20%

※生存給付金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金は契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡一時金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。



相続人でない孫が生存給付金・満期保険金を受け取り、他者が死亡一時金を受け取った場合は、孫が相続により遺産を他に取得していなければ相続開始前7年以内*2に受け取った生存給付金・満期保険金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金・満期保険金と死亡一時金を受け取った場合、相続開始前7年以内*2に受け取った生存給付金・満期保険金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため相続税の非課税の取扱を受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

*1 基礎控除(年間110万円)は、2024年1月1日以降の贈与から適用されます。

*2 2023年12月31日までの贈与は相続開始前3年以内、2024年1月1日以降の贈与は段階的に相続開始前7年以内。
なお、段階的に延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは、相続財産に加算されません。

*3 特別控除の適用がある場合は、その金額を控除した残額(特別控除は2,500万円が限度)。



くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2024年12月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

11 苦情・相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンターまでご照会ください。

12 保険金等のお支払について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

13 予定利率について

- 予定利率は毎月2回（1日と16日）設定され、お申込から契約日の間に予定利率が変更となった場合、変更後の予定利率が適用されます。
- 予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。